

公益財団法人広島市文化財団一般事業主行動計画（女性活躍推進）

平成28年3月1日策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、当財団における女性職員の活躍を推進するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成28年（2016年）4月1日から平成33年（2021年）3月31日までの5年間とする。

2 当財団の課題

当財団は、広島市出資の公益財団法人で、職員構成は、財団固有職員、広島市派遣職員及び広島市OB職員となっている。

財団固有職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性割合が26.0%（H28年1月1日現在）と低く、経験、能力に応じて管理監督職に占める女性割合を高めていく必要がある。

3 目標

財団固有職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性割合を30%以上とする。

4 取組み内容及び実施時期

(1) 職員研修の充実（平成28年4月～）

中堅職員研修を充実し、新たに女性職員を対象とした女性向けキャリア支援研修を実施する。

(2) 育児休業等復職者への職場のサポート（以前からの継続施策）

育児休業等からの復帰時期や復帰後の働き方等について、管理職員と情報を共有し、復帰後、育児等を行いながら円滑に仕事に従事することができる環境づくりに努める。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進（以前からの継続施策）

仕事と家庭の両立支援制度の職員への周知徹底を図るとともに、職場が優先という認識や固定的な性別役割分担意識を是正するための啓発を行う。

(4) 時間外労働の削減対策（以前からの継続施策）

- ・ 時間外労働の削減に向けて、組織トップの理事長から職員への意識啓発を行う。
- ・ 各管理職職員は、事務の簡素化や特定の職員に業務が偏らないよう業務分担の見直しを適宜行い、各職員の業務の平準化を図り、時間外労働の削減に努める。
- ・ 館長会議において、長時間労働の削減に向けた労務管理研修を実施する。